

令和7年度 第1回 薬事審議会 化学物質安全対策部会 家庭用品安全対策調査会	資料2
2026（令和8）年2月18日	

2024 年度

## 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告

令和7年12月

厚生労働省医薬局

医薬品審査管理課化学物質安全対策室

## 目次

はじめに .....	1
1. 家庭用品に係る皮膚障害に関する報告 .....	2
(1) 対象・期間・方法 .....	2
(2) 集計結果 .....	3
(3) 製品を使用する際の留意事項等 .....	7
2. 家庭用品に係る吸入事故等に関する報告 .....	9
(1) 対象・期間・方法 .....	9
(2) 集計結果 .....	10
(3) 製品を使用する際の留意事項等 .....	13
おわりに .....	17

## はじめに

科学技術の進歩、生活習慣の変化、グローバル化の進展等に伴い、多種多様な家庭用品が開発され、日常生活の様々な場面で利用されている。家庭用品の安全は、第一義的には製造事業者等の責任の下で確保されるべきものであるが、開発・製造の段階で安全対策措置が十分に検討されていても、当初は予測できなかった危険性に起因する健康被害の発生を完全に排除することは困難である。

このため、厚生労働省では、家庭用品中の化学物質による事故等について広く消費者等に周知し、健康被害の発生及び拡大を防止する目的で、皮膚障害については一般社団法人皮膚安全性症例情報ネット（以下「SSCI-Net」という。）が、吸入事故等については公益財団法人日本中毒情報センター（以下「JPIC」という。）が、それぞれ収集した健康被害情報のうち、家庭用品に係る健康被害事例について、分析・評価を行って公表している。

今般、2024 年度「家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」として、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの間に SSCI-Net 及び JPIC に登録され、厚生労働省に報告された健康被害事例について、原因と考えられる化学物質、原因製品、症状等の情報を集計し、健康被害の発生及び拡大を防止する上で必要な留意事項をまとめた。情報収集の範囲は、家庭用品中の化学物質を原因とする又は化学物質が原因と疑われる健康被害事例（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「食衛法」という。）、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「農取法」という。）及び肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号。以下「肥料法」という。）の対象製品並びに燃料による事例は除く。）とした。また、原則として製品設計上、想定された範囲での使用に伴う健康被害とし、明らかな誤使用や小児の誤飲・誤食等の明らかに使用者側の要因であると考えられる事例は含めていない。

### 【協力施設】

SSCI-Net（皮膚障害）

JPIC（吸入事故等）

# 1. 家庭用品に係る皮膚障害に関する報告

本報告は、SSCI-Net<sup>※</sup>の協力を得て家庭用品による皮膚障害の事例について、収集・整理したものである。

※ SSCI-Net は、医師から皮膚の健康被害や安全性についての質の高い症例情報を収集し、産官学連携で情報を活用することで皮膚の健康被害を早期に発見し、その最小化を図ることを目指したネットワークである。

## (1) 対象・期間・方法

### ● 報告対象及び期間

SSCI-Net が情報収集している健康被害事例のうち、2024年4月1日から2025年3月31日までに登録された家庭用品中の化学物質を原因とする又は化学物質が原因と疑われる健康被害事例（薬機法、食衛法、農取法及び肥料法の対象製品並びに燃料による事例を除く。）を報告対象とした。なお、原則として製品設計上、想定された範囲での使用に伴う健康被害とし、明らかな誤使用や小児の誤飲・誤食等の明らかな使用者側の要因であると考えられる事例は含まない。

### ● 方法

SSCI-Net での情報収集は、医療施設 105 ヶ所（うち病院 69 ヶ所、一般診療所 36 ヶ所）の医師から報告される皮膚障害に関する事例をとりまとめることにより実施した。

本報告では、SSCI-Net から厚生労働省に報告された健康被害事例について、原因と考えられる化学物質、原因製品、症状等の情報を集計した。報告があった全ての件数を「報告件数<sup>※1</sup>」とし、重症度が一定の要件に該当する健康被害事例は「異常事例<sup>※2</sup>」として集計した。

#### ※1 報告件数

全ての家庭用品を対象とし、重症度に関わらず全ての健康被害事例を集計している。なお、原因となった家庭用品 1 件を報告 1 件としている。1 人の患者が複数の家庭用品で皮膚障害を起こした場合は、原因となった家庭用品の数が報告件数となる。

#### ※2 異常事例

「異常事例」では全ての家庭用品を対象とし、以下の重症度判断基準（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「薬機法施行規則」という。）第 228 条の 20 の副作用報告制度に関する規定を参考に設定）に該当する健康被害事例が 1 件以上起きた場合に報告している。

- 死亡、障害又は死亡若しくは障害につながる恐れのある事例。
- 治療のために入院又は入院期間の延長が必要とされる事例。
- 後世代における先天性の疾患又は異常の恐れがある事例。
- 原因製品の使用中止後、治療に要する期間が 30 日以上（加療 30 日以上）の事例。

## (2) 集計結果

2024 年度において、健康被害事例の報告件数は 64 件（2023 年度 15 件）、うち「異常事例」に該当するものは 7 件（2023 年度：0 件）であった。

1) 報告件数 64 件（2023 年度：15 件）

2024 年度における概要を以下に示す（表 1-1）。

※2024 年度の報告件数は（参考）として記載されている 2023 年度の報告件数に比べて大きく増加しているが、これは症例登録を促進する取組が進められたことが主な要因と考えられる。

表 1-1 家庭用品による皮膚障害の報告件数

(参考) 2023 年度		2024 年度	
家庭用品	件数	家庭用品	件数
ピアス	4	ネックレス	10
靴	2	指輪	9
ネックレス	1	ピアス（金属）	6
ビューラー	1	腕時計	6
腕時計	1	眼鏡（先セルを含む）	4
眼鏡（先セルを含む）	1	衣類	4
冷却剤	1	イヤリング	3
ヘアピン	1	ベルト	3
ネイルチップ	1	家庭用手袋（ゴム）※ <sup>1</sup>	3
メダルコイン	1	ビューラー	2
アクセサリー製作用レジン材料	1	家庭用手袋（非ゴム）※ <sup>2</sup>	1
総数	15	ボウリング用手袋	1
		ピアス（非金属）	1
		靴（サンダルを含む）	1
		保冷剤	1
		楽器	1
		化粧用パフ	1
		バランスボール	1
		耳掛けイヤホン	1
		マイク	1
		ストッキング	1
		サスペンダー	1
		剃刀	1
		トイレットペーパー	1

総数	64
----	----

※<sup>1</sup> 天然ゴム 2 件、合成ゴム 1 件

※<sup>2</sup> 塩化ビニル以外 1 件

患者の属性及び皮膚障害の種類を以下に示す（表 1 - 2）。患者の性別では、女性が 78.1%（2023 年度：93.3%）を占めた。皮膚障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎が 73.4%（2023 年度：93.3%）を占めた。その他は刺激性接触皮膚炎 16 件、アレルギー性接触皮膚炎疑いが 1 件であった。症状の転帰は治癒例が 84.4%（2023 年度：93.3%）を占め、治療期間は 30 日未満の事例が 89.1%（2023 年度：100.0%）であった。

表 1 - 2 患者の属性及び家庭用品による皮膚障害の種類

		（参考） 2023 年度		2024 年度	
		例数	%	例数	%
性別	男性	1	6.7	14	21.9
	女性	14	93.3	50	78.1
年齢	0～9 歳	0	0.0	2	3.1
	10～19 歳	2	13.3	5	7.8
	20～29 歳	3	20.0	8	12.5
	30～39 歳	3	20.0	9	14.1
	40～49 歳	4	26.7	12	18.8
	50～59 歳	1	6.7	16	25.0
	60～69 歳	2	13.3	6	9.4
	70 歳以上	0	0.0	6	9.4
皮膚障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎	14	93.3	47	73.4
	アレルギー性接触皮膚炎疑い※ <sup>1</sup>	0	0.0	1	1.6
	刺激性接触皮膚炎	0	0.0	16	25.0
	刺激性接触皮膚炎・二次的細菌感染※ <sup>2</sup>	1	6.7	0	0.0
症状の転帰	治癒	14	93.3	54	84.4
	治療中※ <sup>3</sup>	1	6.7	10	15.6
治療期間	30 日未満	15	100.0	57	89.1
	30 日以上	0	0.0	7	10.9
合計		15	100.0	64	100.0

※<sup>1</sup> 臨床像から医師がアレルギー性接触皮膚炎を疑ったが、パッチテストが実施できない等の理由により確定診断ができなかった事例。

※<sup>2</sup> 刺激性接触皮膚炎の合併症として二次的細菌感染となった事例。

※<sup>3</sup> 治療中は症例登録時に治療中だったものを指す。

原因となった家庭用品ごとに、皮膚障害の種類を以下に示す。ネックレスの事例が最多であった。

● **金属製品（ネックレス、指輪等）に関する健康被害事例**

家庭用品	皮膚障害の種類
ネックレス（9件）	アレルギー性接触皮膚炎
ネックレス（1件）	アレルギー性接触皮膚炎疑い
指輪（8件）	アレルギー性接触皮膚炎
指輪（1件）	刺激性接触皮膚炎
ピアス（金属）（5件）	アレルギー性接触皮膚炎
ピアス（金属）（1件）	刺激性接触皮膚炎
腕時計（金属）（3件）	刺激性接触皮膚炎
腕時計（金属）（1件）	アレルギー性接触皮膚炎
イヤリング（3件）	アレルギー性接触皮膚炎
ベルト（3件）	アレルギー性接触皮膚炎
ビューラー（2件）	アレルギー性接触皮膚炎
サスペンダー（1件）	アレルギー性接触皮膚炎
剃刀（1件）	アレルギー性接触皮膚炎
楽器（1件）	刺激性接触皮膚炎

● **非金属製品（衣類、家庭用手袋（ゴム）等）に関する健康被害事例**

家庭用品	皮膚障害の種類
衣類（3件）	刺激性接触皮膚炎
衣類（1件）	アレルギー性接触皮膚炎
家庭用手袋（ゴム）（3件）	アレルギー性接触皮膚炎
家庭用手袋（非ゴム）（1件）	アレルギー性接触皮膚炎
腕時計（ゴム）（1件）	アレルギー性接触皮膚炎
眼鏡（先セルを含む）（1件）	アレルギー性接触皮膚炎
ボウリング用手袋（1件）	アレルギー性接触皮膚炎
ピアス（非金属）（1件）	アレルギー性接触皮膚炎
靴（サンダルを含む）（1件）	アレルギー性接触皮膚炎
保冷剤（1件）	刺激性接触皮膚炎
化粧用パフ（1件）	アレルギー性接触皮膚炎
バランスボール（1件）	刺激性接触皮膚炎
耳掛けイヤホン（1件）	アレルギー性接触皮膚炎
ストッキング（1件）	刺激性接触皮膚炎
トイレットペーパー（1件）	アレルギー性接触皮膚炎

なお、報告された事例の中には原因となった家庭用品が金属製品か非金属製品か不明であるものも含まれるため、上の表の製品ごとの事例数の合計が表 1-1 と一致しない場合がある。

## 事例の紹介

### ◎Case 1

製品 ネックレス（金属製品）  
事例 40 歳代女性  
状況等 硫酸ニッケル及び金チオ硫酸ナトリウムのパッチテストで陽性が認められ、アレルギー性接触皮膚炎と診断された。頸部に皮疹が生じたが、治癒した。

### ◎Case 2

製品 眼鏡（先セル※含む）※眼鏡先端の耳に触れる樹脂素材部分のこと  
事例 70 歳代女性  
状況等 アレルギー性接触皮膚炎と診断された。耳介周囲に皮疹が生じたが、治癒した。独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）による分析結果に基づく成分パッチテストで、原因は樹脂の着色に用いられた Solvent Orange 60 であることが判明した。

### ◎Case 3

製品 家庭用手袋（天然ゴム）（非金属製品）  
事例 70 歳代男性  
状況等 カルバミックス※<sup>1</sup>、1,3-ジフェニルグアニジン※<sup>2</sup>のパッチテストで陽性が認められ、アレルギー性接触皮膚炎と診断された。顔・耳・手・腰・下腿に皮疹が生じたが、治癒した。

※<sup>1</sup>アレルギー性皮膚疾患検査薬。ゴム製品の製造工程で使用される加硫促進剤の混合物。

※<sup>2</sup>ゴム製品の製造工程で使用される加硫促進剤の 1 種。

### ◎Case 4

製品 衣類（靴下）（非金属製品）事例 50 歳代男性状況等 カルバミックスのパッチテストで陽性が認められ、アレルギー性接触皮膚炎と診断された。下腿の靴下のゴムが当たる部位に皮疹が生じたが、治癒した。

## 2) 異常事例 7 件(昨年度: 0 件)

2024 年度における「異常事例」の代表的な事例を以下に示す。他には、ネックレス、腕時計、ボウリング用手袋においても報告されている。2024 年度は 7 件が「原因製品の使用中止後、治療に要する期間が 30 日以上（加療 30 日以上）の事例」に該当したため「異常事例」と判断された。

#### ◎Case 1

製品 指輪（金属製品）  
事例 40 歳代女性  
状況等 硫酸ニッケル、金チオ硫酸ナトリウム、塩化コバルトのパッチテストで陽性が認められ、アレルギー性接触皮膚炎と診断された。指に皮疹が生じ、加療に 30 日以上要した症例であったが、治癒が確認されている。

#### ◎Case 2

製品 靴（サンダルを含む）中敷き  
事例 20 歳代男性  
状況等 カルバミックスのパッチテストで陽性が認められ、アレルギー性接触皮膚炎と診断された。両足、特に足底に皮疹が生じ、加療に 30 日以上要した症例であったが、改善が確認されている。

### （3）製品を使用する際の留意事項等

注意していくべき製品として装身具や美容器具等の金属製品のほか、家庭用手袋が挙げられる。これらを使用する際の留意事項は以下のとおりである。

なお、以下に記載していない製品も含めどのような製品であっても、製品を購入するには信頼できる事業者から購入し、使用方法をよく調べてから製品を使用することに留意する必要がある。また、使用中に違和感が生じた場合には使用を中止し、必要に応じて医療機関を受診することを推奨する。

#### ○金属製品

2024 年度については、ネックレス（10 件）、指輪（9 件）、ピアス（6 件）等による金属製品に関する皮膚障害の報告が合計 40 件あり、主となる診断はアレルギー性接触皮膚炎が 33 件、アレルギー性接触皮膚炎疑いが 1 件、刺激性接触皮膚炎が 6 件であった。パッチテストでは、硫酸ニッケル、金チオ硫酸ナトリウム、塩化コバルト、重クロム酸カリウム、塩化亜鉛、五酸化バナジウムのいずれか又は複数に陽性を示した。

金属による皮膚障害は、金属が装飾品等から溶出して発症すると考えられる。そのため、皮膚に接触しないように衣服の上から装着することにより、相当程度、被害を回避できると考えられる。また、夏場や運動時等の汗を大量にかく場合には、金属製品を外すことなども有効であると考えられる。

#### <参考 1>

一般社団法人日本皮膚免疫アレルギー学会では、標準アレルゲンとして金属類（ニッケル、コバルト、クロム、水銀、金）のパッチテスト陽性率の経年変化を疫学調査研究とし

て公表している<sup>1</sup>。この調査は家庭用品のみによる金属アレルギーの陽性率を調査したものであるのではないが、併せて参考にされたい。

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
塩化コバルト	9.3%	7.9%	7.1%	6.5%	9.1%	8.4%	7.7%
硫酸ニッケル	24.9%	24.0%	24.4%	24.0%	26.6%	23.7%	25.2%
重クロム酸カリウム	2.6%	2.4%	2.9%	2.3%	1.9%	2.1%	2.1%
硫化水銀（Ⅱ）	4.6%	3.9%	3.7%	3.0%	2.3%	3.1%	3.5%
金チオ硫酸ナトリウム	26.9%	26.1%	25.2%	24.2%	29.3%	25.1%	26.7%
パッチテスト総数	1598	1533	1709	1476	1159	1257	1365

### ○眼鏡（先セル<sup>\*</sup>を含む）※眼鏡先端の耳に触れる樹脂素材部分のこと

事例の紹介 Case 2 の症例のように、樹脂の染料として使用されている Solvent Orange 60 によるアレルギー性接触皮膚炎の症例は過去から継続的に報告されている<sup>2</sup>。Solvent Orange 60 は茶、赤、淡いピンクの樹脂部分がある眼鏡フレームでの使用が確認されており、国内で小売店やオンラインショップで販売されている茶・赤・オレンジ系の製品（先セルのみの販売品も含む）51 製品 56 試料について分析を行ったところ、複数メーカーの 14 試料から Solvent Orange 60 が検出されたという調査結果もある<sup>3</sup>。

また、皮膚に触れる眼鏡フレームの金属部分は樹脂素材で覆われているため、本来、直接皮膚に触れないものであるが、フレーム部分の樹脂素材の劣化や長時間の使用に伴い、汗などが染み込むことで、金属部分が腐食してニッケルなどが溶出し、接触皮膚炎が発症する事例がこれまでも報告されている<sup>2</sup>。

眼鏡による皮膚障害は、Solvent Orange 60 などの染料や溶出した金属など、様々な原因によって起こるため、眼鏡の使用時や使用後に違和感が生じた際はその製品の使用を継続しないことが重要であり、劣化した製品の使用を避けることや汗をこまめに拭くなどの注意も必要である。

### ○家庭用手袋（ゴム）

家庭用手袋（ゴム）の2024年度の報告件数は3件（4.7%）で、素材別の内訳は、天然ゴム2件、合成ゴム1件であった（2023年度は0件）。また、合成ゴムのみ使い捨て手袋であった。

水仕事をする場合、手指の保護のため手袋を着用することは非常に有効である。一方、

<sup>1</sup> 日本皮膚免疫アレルギー学会 日本接触皮膚炎研究班 JSA(JBS)調査データ（アレルゲン別 陽性率）  
[https://www.jscia.org/useful\\_info\\_jsa.html](https://www.jscia.org/useful_info_jsa.html)

<sup>2</sup> 松永佳世子, 飯島茂子, 佐々木和実, 河上強志: 37 眼鏡, 製品別でみる接触皮膚炎 原因アレルゲンと代替品, 監修 松永佳世子, 秀潤社, 176-180, 2022

<sup>3</sup> Kawakami T, Tahara M, Ikarashi Y: Presence of Solvent Orange 60 and Solvent Res 179 in eyeglass frames and temple tips in Japan. *Dermatitis* 32 (6) :e138-e140, 2021

体質や手袋の素材によっては、アレルギー性接触皮膚炎を発症する場合もあり、はじめは軽度な皮膚障害であっても、当該製品の使用を継続することにより皮膚障害が悪化してしまうことがあり得る。皮膚障害の治療を行ったとしても、原因を取り除かなければ治療効果も失われてしまうので、何らかの皮膚障害が認められた場合には、原因と思われる製品の使用を中止し、専門医を受診することが推奨される。

また、手袋の使用者においても、ゴム・塩化ビニル等に対するアレルギー反応の有無などの自己の体質に注意することも必要である。ゴム・塩化ビニル等手袋による皮膚障害の防止策としては、布製の手袋を内側に着用してゴム・塩化ビニル等と皮膚が接触しないようにすること、既往歴がある場合には、以前皮膚障害が生じたものとは別の素材の手袋を使うようにする等の対策をとる必要がある。

#### ○その他（参考）

近年、インターネット上での家庭用品の流通量が増加していることを受け、令和6年度に国立医薬品食品衛生研究所の協力を得て、電子商取引サイト（ECサイト）で販売されている家庭用品に対する試買調査を実施している。

ホルムアルデヒドについて検査を行ったところ、繊維製品105製品中4製品と接着剤11製品中1製品で基準値を超えていた。このうち、接着剤については、製品説明に「つけまつげ用」と記載がある製品から検出されたものである。年次とりまとめ報告では、つけまつげ用の接着剤による皮膚障害事例は、令和元年度に1件と令和2年度に2件報告がなされている。また、同様の接着剤の事例として、令和4年度にはまつげエクステンション用接着剤での報告があるほか、年次とりまとめ報告での報告事例ではないが、つけ爪用接着剤等での皮膚障害事例も確認されている<sup>4</sup>。

まつげエクステンション用の接着剤はまつげに使用するため皮膚に直接接触するものではなく、まつげエクステンションの施術は美容師法（昭和32年法律第163号）に基づく美容行為として美容師による適正使用が前提として製造されていると考えられることから、接着性の強い成分が用いられているものが存在する。例えば接着性の強い成分であるシアノアクリレートにより過去に化学やけどを負った事例が国民生活センターにも寄せられており、使用時の注意喚起がなされている。このように、まつげエクステンション用の接着剤製品をつけまつげ用の接着剤としてまぶたの皮膚に使用してしまうと、健康被害を生じるおそれがある<sup>5</sup>。一方で、製品説明にまつげエクステンション用とつけまつげ用のどちらにも使用できるような記載がされているなど、用途が明確ではない製品の販売も確認され

---

<sup>4</sup> 瞬間接着剤の使用によるやけどに注意—つけ爪用接着剤にも使用されています—（国民生活センター）

[https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20240619\\_1.pdf](https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20240619_1.pdf)

<sup>5</sup> 後を絶たない、まつ毛エクステンションの危害（国民生活センター）

[https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20150604\\_1.pdf](https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20150604_1.pdf)

ている<sup>6</sup>。

どのような製品であっても、製品を購入する際には信頼できる事業者から購入し、使用方法をよく調べてから製品を使用するとともに、使用中に違和感が生じた場合には使用を中止する必要があるが、特にインターネット上で製品を購入した際はホームページの記載内容と製品表示に差異がないかも確認する必要がある。

---

<sup>6</sup> 商品テスト「つけ爪、まつげエクステンション等に使用する接着剤の安全性」（東京都生活文化局消費生活部生活安全課）

[https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/test/documents/secchakuzai\\_houkokusho.pdf](https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/test/documents/secchakuzai_houkokusho.pdf)

## 2. 家庭用品に係る吸入事故等に関する報告

本報告は、JPIC<sup>※</sup>に寄せられた問合せ事例の中から、家庭用品による吸入、経皮及び眼の被害事例（以下「吸入事故等」という。）について、収集・整理したものである。

※ JPIC は、消費者や医療機関の医師等からの種々の化学物質による急性の健康被害に関する問合せに応ずる機関である。JPIC で収集している情報は使用者等から直接寄せられ、新しく開発された製品を含めた各製品の安全性の確認に欠かせない重要な情報である。

### (1) 対象・期間・方法

#### ● 報告対象及び期間

JPIC が情報収集している健康被害事例のうち、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までに登録された家庭用品中の化学物質を原因とする又は化学物質が原因と疑われる健康被害事例（薬機法、食衛法、農取法及び肥料法の対象製品並びに燃料による事例を除く。）を、報告対象とした。原則として製品設計上、想定された範囲での使用に伴う健康被害とし、明らかな誤使用や小児の誤飲・誤食等の明らかな使用者側の要因によると考えられる事例は含まない。

#### ● 方法

JPIC での情報収集は、問合せ時に聴取した詳細な情報に加え、問合せ時以降の健康状態等について、医療機関に対してはアンケート用紙の郵送、その他の相談者に対しては電話によって追跡調査を行うことにより実施した。

本報告では、JPIC から厚生労働省に報告された健康被害事例について原因と考えられる化学物質、原因製品、症状等の情報を集計した。報告があった全ての件数を「報告件数<sup>※1</sup>」とし、重症度が一定の要件に該当する健康被害事例は「異常事例<sup>※2</sup>」として集計した。

#### ※1 報告件数

全ての家庭用品を対象とし、重症度に関わらず全ての健康被害事例を集計している。なお、発生件数（問合せ件数）1 件を報告 1 件としている。これらの中には、1 件に対して、複数製品が関与する場合や患者が複数名である場合が含まれている。

#### ※2 異常事例

「異常事例」では全ての家庭用品を対象とし、以下の重症度判断基準（薬機法施行規則第 228 条の 20 の副作用報告制度に関する規定を参考に設定）に該当する健康被害事例が 1 件以上発生した場合に報告している。

- 死亡、障害又は死亡若しくは障害につながる恐れのある事例。
- 治療のために入院又は入院期間の延長が必要とされる事例。

- 後世代における先天性の疾患又は異常の恐れがある事例。
- 原因製品の使用中止後、治療に要する期間が30日以上（加療30日以上）の事例。

## (2) 集計結果

2024年度において、健康被害事例の報告件数は42件（2023年度：50件）、うち「異常事例」に該当するものは1件（2023年度：1件）であった。

### 1) 報告件数 42件（2023年度：50件）

2024年度における概要を以下に示す（表2-1）。消費者、学校、薬局、消防署等経路で収集した健康被害事例が36件（85.7%）（2023年度：45件（90.0%））、受診した医療機関や医師が常駐する特別養護老人ホーム等経路で収集した健康被害事例が6件（14.3%）（2023年度：5件（10.0%））であった。最も多かったのは洗剤（住宅用・家具用）8件（2023年度：洗剤（住宅用・家具用）18件）で、次いで防虫剤4件であった。

表2-1 家庭用品による吸入事故等の報告件数

(参考) 2023年度		2024年度	
家庭用品	件数	家庭用品	件数
洗剤(住宅用・家具用) <sup>※1</sup>	18	洗剤(住宅用・家具用) <sup>※1</sup>	8
殺虫剤	9	防虫剤	4
忌避剤	5	殺虫剤	3
除菌剤 <sup>※2</sup>	3	除菌剤 <sup>※2</sup>	3
芳香・消臭・脱臭剤	2	芳香・消臭・脱臭剤	2
防虫剤	2	忌避剤	2
防水スプレー <sup>※3</sup>	2	防水スプレー <sup>※3</sup>	2
接着剤	1	除草剤	2
シールはがし	1	塗料	2
塗料	1	シールはがし	1
洗濯仕上げ剤	1	防カビ剤	1
洗剤(洗濯用・台所用)	1	洗剤(洗濯用・台所用)	1
漂白剤	1	漂白剤	1
その他の家庭用品	3	乾燥剤	1
総数	50	保冷剤	1
		ワックス	1
		その他の家庭用品	7
		総数	42

※1 「洗剤」：家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下「家表法」という。）にお

ける「住宅用又は家具用の洗淨剤」に該当する製品。

※<sup>2</sup> 「除菌剤」：二酸化塩素や次亜塩素酸、アルコールやアルカリ性成分等による除菌を謳った製品（家表法の規定に該当しないものに限る）。具体的には、スプレーして拭き掃除等に使用する製品、設置又は携帯時に成分が空気中に放出される製品等がある。

※<sup>3</sup> 「防水スプレー」：主に防水・撥水を謳った製品。

患者の属性を以下に示す（表 2 - 2）。患者の性別では、女性が 78.6%（2023 年度：62.0%）を占めた。なお患者の属性は事例 1 件につき 1 名についてカウントし、1 事例に複数の患者がいた場合は当該製品において健康被害を受けるリスクが最も高いと思われる患者（例：より年少の小児、高齢者等）を優先した。

表 2 - 2 家庭用品による吸入事故等の属性データ

		(参考) 2023 年度		2024 年度	
		件数	%	件数	%
性別	男性	19	38.0	9	21.4
	女性	31	62.0	33	78.6
年齢	0～9 歳	1	2.0	1	2.4
	10～19 歳	1	2.0	4	9.5
	20～29 歳	4	8.0	0	0.0
	30～39 歳	10	20.0	3	7.1
	40～49 歳	12	24.0	9	21.4
	50～59 歳	5	10.0	6	14.3
	60～69 歳	5	10.0	7	16.7
	70 歳以上 不明	7 5	14.0 10.0	6 6	14.3 14.3
合計	50	100.0	42	100.0	

## 原因となった家庭用品ごとの事例の紹介

### ● 洗浄剤（住宅用・家具用）に関する健康被害事例（報告件数 8件）

成分等	症状
次亜塩素酸塩類（6件）	気分不良・口内の違和感等
過炭酸ナトリウム2種 <sup>※4</sup> ／陰イオン界面活性剤・非イオン界面活性剤（1件）	喉の違和感・咳
過炭酸塩（1件）	気分不良・手のふるえ

※4 過炭酸ナトリウムが主成分の洗剤を2種類使用した。

### ● 防虫剤に関する健康被害事例（報告件数 4件）

成分等	症状
ピレスロイド含有剤（2件）	眼の違和感・下痢等
パラジクロルベンゼン（1件）	眼の違和感・痛み
成分不明（1件）	眼瞼の腫脹

### ● 殺虫剤に関する健康被害事例（報告件数 3件）

成分等	症状
ピレスロイド含有剤（3件）	喉の違和感・咳込み・意識障害等

### ● 除菌剤に関する健康被害事例（報告件数 3件）

成分等	症状
次亜塩素酸（1件）	喉の違和感
二酸化塩素（1件）	喉の痛み・頭痛・倦怠感
アルコール系溶剤（1件）	皮膚の痛み・水疱

### ● 防水スプレーに関する健康被害事例（報告件数 2件）

成分等	症状
フッ素樹脂・有機溶剤（1件）	息苦しさ
成分不明（1件）	喉の違和感

### ● その他の家庭用品のうち手芸用品に関する健康被害事例（報告件数 2件）

成分等	症状
樹脂・有機溶剤（1件）	喉の腫れ、息苦しさ
アルコキシシラン・有機スズ化合物／シリコーン（1件）	嘔吐、めまい、ふらつき、気分不良

### (参考) その他の家庭用品

以下のとおり、自宅で手芸等に用いるレジンやシリコーン硬化剤の使用中に気分が悪くなるといった症状が報告されている。このような家庭用の手芸に用いる製品であっても、吸入事故は起きる可能性があるということを認識し、使用時には換気を心がける等の注意が必要である。

#### ◎Case 1

製品 UV レジン

事例 50 歳代男性

状況等 マスクと手袋を着用して、窓を開けて換気をしながらレジン液を使用したところ、1 時間後に息苦しさ等の症状が出現した。前回の使用時も同じ症状が出た。作業中ににおいは感じなかったが、1 時間後には室内ににおいが充満していた。

#### ◎Case 2

製品 シリコーン硬化剤／シリコーン溶液

事例 10 歳代男性

状況等 自宅のリビングで 2 液を混ぜて硬化させるシリコーン樹脂を使用して工作を行っていたところ、嘔吐、めまい等の症状が出現した。

#### 2) 異常事例 1 件(2023 年度: 1 件)

2024 年度における「異常事例」は、殺虫剤に関する事例であり、因果関係は不明であるが、エアゾールタイプの不快害虫用殺虫剤（ピレスロイド含有剤）を使用中に倒れ、意識障害と嘔吐を認めて入院した事例であった。

### (3) 製品を使用する際の留意事項等

引き続き注意しておくべき製品として洗剤（住宅用・家具用）、殺虫剤及び防水スプレーが挙げられる。これらを使用する際の留意事項は以下のとおりである。

なお、製品を使用して体調に不安を感じた場合は、公益財団法人 日本中毒情報センターに問合せ、必要に応じて医療機関へ受診することを推奨する。

\* 公益財団法人 日本中毒情報センター(365 日 24 時間対応)

大阪中毒 110 番 072-727-2499

つくば中毒 110 番 029-852-9999

#### ○洗剤（住宅用・家具用）

2024 年度の報告件数は 8 件、2024 年度の報告件数に占める割合は 19.0%であった（2023 年度は 18 件、36.0%）。成分別では次亜塩素酸塩類含有製品がその 75.0%を占め、そのうちカビ取り用洗剤と洗濯槽用洗剤が約 8 割を占めた。

次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする塩素系洗剤は特有な臭いがあり、その臭いに過敏な人もいることから、体調がすぐれない人や、心臓病・呼吸器疾患を有する人は使用を避けることが望ましい。また、使用時には必ず換気することも推奨される。さらに、塩素系洗剤と「酸性タイプ」と表示のある製品が混ざると、塩素ガスが発生して危険であることから、これらの製品には『まぜるな危険』の表示がなされており、表示を守って使用することが必要である。

スプレータイプの製品では、使用中誤って目に入ったり、皮膚についたり、ミストを吸い込んだりしないように、保護用のメガネ、ゴム製等の手袋、マスクをする等の準備をしてから使用することが強く推奨される。また、ボトル製品でもゴム手袋を着用してから使用することが推奨される。なお、洗剤を異なる容器に移し替えることは、誤使用の原因となったり、容器が腐食したりして事故を引き起こしたり、緊急時に必要な情報がわからないなどの不都合を招くことがあるため、避けるべきである<sup>7</sup>。

一般的に、界面活性剤は一度に大量のミストとして吸い込むと刺激等を生じることから、製品に記載された使用量や使用方法を守って使用することや、使用の際は換気することが重要である。

## ○殺虫剤

2024年度の報告件数は3件、2024年度の報告件数に占める割合は7.1%であった（2023年度は9件、18.0%）。3件は全てエアゾール剤であり、そのうち1件は異常事例として、不快害虫用殺虫剤（ピレスロイド含有剤）を使用後、意識障害と嘔吐を認めて入院した事例が報告された。本事例と製品との因果関係は不明であるものの、引き続き注視していく。

エアゾール剤は狭い場所で噴霧される場合は、ガスや溶剤の成分のばく露にも注意が必要であるため、使用者は製品に記載された使用方法を守って、製品使用中の換気にも留意しながら使用することが必要である。また、事業者においては、実際のあらゆる使用場所（屋外あるいは屋内）や使用場面等を想定して、製品を安全に使用するために必要な情報を消費者に効果的に伝えることが求められる。

### <参考>

殺虫剤については、厚生労働省が平成9年に策定した「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」に基づき、製品の設計、製造から使用、廃棄に至るまでの総合リスク管理の手順を定め、各事業者が製品ごとに「安全確保マニュアル」を作成する際の手引書として、「家庭用不快害虫用殺虫剤安全確保マニュアル作成の手引き（以下「不快害虫用殺虫剤の手引」という。）<sup>8</sup>」を平成17年に作成している（令和7年改訂）。不快害虫用殺虫剤の手引は過

---

<sup>7</sup>日本家庭用洗剤工業会

[http://www.senjozai.jp/04\\_qanda.html](http://www.senjozai.jp/04_qanda.html)

<sup>8</sup> 家庭用不快害虫用殺虫剤安全確保マニュアル作成の手引き（改訂版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001443860.pdf>

去に発生した事故の原因究明等を通して、家庭用不快害虫用殺虫剤の製造、使用等の際に生じるリスク及びリスク要因を把握し、事故の未然防止、当該製品の品質及び安全性の向上に資することを目的として作成したものである。事業者においては、不快害虫用殺虫剤の手引及び当該手引に基づき生活害虫防除剤協議会により作成された「家庭用生活害虫防除剤の自主基準」<sup>9</sup>を活用し、製品の安全確保マニュアルの作成等を通じて、事故の未然防止並びに製品の品質及び安全性の向上に努めることが求められる。

---

<sup>9</sup> 家庭用生活害虫防除剤の自主基準（生活害虫防除剤協議会）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001443863.pdf>

## ○防水スプレー

2024年度の報告件数は2件、2024年度の報告件数に占める割合は4.8%であった（2023年度は2件、4.0%）。

2023年度に厚生労働省において実施した中毒症例情報の収集・解析及び防水スプレー製品等の表示内容の確認の結果、「家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引（第3版）（以下「防水スプレーの手引（第3版）」という。）」<sup>10</sup>及び業界団体が定めた自主基準において、家庭用エアゾール防水スプレー製品等に対して屋内で使用しないよう注意喚起する表示を必須としているにもかかわらず、収集したほとんどの症例では、室内等の閉所で換気の悪い状態でスプレーが使用されており、製品に表示された適切な使用方法が守られていないと考えられた。さらに、実際の防水スプレー製品等の表示内容について、一部の製品では安全性に関する注意と製品の機能等に関する注意の表示が混在し、消費者に対する注意事項が伝わりにくい表示となっている可能性が考えられた。

なお、2025年10月に「防水スプレーの手引（第3版）」の改訂が行われ、「家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引（第4版）（以下「防水スプレーの手引（第4版）」という。）」<sup>11</sup>が公表されている。同時に業界団体の自主基準も改訂が行われている。

事業者においては、「防水スプレーの手引（第4版）」や当該手引に基づき定められた自主基準等に準じた製品設計、注意喚起の表示、小売店等を通じた消費者に対する安全な使用方法に関する周知・啓発等に努めることが求められる。また、消費者においても、製品使用前には注意事項をよく確認されるとともに、屋外で使用することや使用時にマスクを着用する等の注意を徹底することが重要である。

さらに、中毒症例情報の収集・解析において喫煙の有無が判明している中毒症例に占める喫煙者の割合が高いことや、製品が直接の原因とは言えないものの、肺障害を有する方が防水スプレーの使用後に肺障害の増悪により亡くなった事例も確認されたことから、それらの因子を有する者が防水スプレーを使用する際には、適切な使用方法を遵守し、吸入することのないよう、いっそうの注意が必要である。なお、特に呼吸器系疾患の既往歴がある場合には、肺障害等の自覚症状がない可能性も想定されることから、防水スプレー使用時には同様に注意いただくようお願いしたい。

---

<sup>10</sup> 家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引（第3版）

（本文） <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001571852.pdf>

（研究・参考・付録） <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001571853.pdf>

<sup>11</sup> 家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引（第4版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001571854.pdf>

## おわりに

2024 年度に収集した家庭用品による健康被害事例については、皮膚障害の 64 件のうち、金属製品で 40 件、非金属製品では 19 件の健康被害事例があった。また、吸入事故等の 42 件のうち、洗浄剤（住宅用・家具用）や防虫剤、殺虫剤に関する事例が 15 件を占めた。

事業者においては、本報告の事例等を参考に、より安全性の高い製品の開発に努めるとともに、製品販売時の情報提供も含め、消費者に対して積極的かつ分かりやすい情報伝達を行い、適正使用の推進を図ることをお願いしたい。また、過去には利便性を高める意図で改良した製品による事故事例も報告されているので、製品設計の際には安全性にも十分配慮することをお願いしたい。さらに、症状の出やすさに影響を及ぼす素因として、呼吸器疾患やアレルギー体質の有無の他、使用者の年齢（特に小児や高齢者である場合）や体調等も影響を及ぼす可能性があることに留意が必要である。事業者は過去に当該成分により健康被害が生じた（可能性含む）成分等を使用する製品については、特に使用者への情報提供を行うなど、安全性に配慮して、製造、輸入又は販売することをお願いしたい。

使用者においては、使用上の注意をよく読み、正しい使い方を理解した上で使用する必要がある。また、たとえ使用上の注意に書かれていないことであっても、製品の特徴を考慮し、そのリスクを十分に理解した上で適切に使用することが新たな事故の防止につながると考えられる。また、家庭用品を主な原因とする皮膚障害は、原因となる製品との接触によって発生する場合はほとんどであり、当該製品又は原因物質と皮膚が接触しないようにすることも 1 つの対策である。その際、適切に医療機関を受診し、原因製品や原因物質を究明することも必要である。その他、近年の流行の変化や新商品の発売により、人体にばく露される化学物質の種類も多様化しており、気付かずに原因製品の使用を継続すると、局所の障害が全身に広がり、症状の悪化を招くこともあるため、軽症であっても注意が必要である。

これらを踏まえ、使用者においても、本報告を契機に、家庭用品によって発生し得る健康被害の危険性について留意し、購入時の製品選択や適正使用の重要性を認識するとともに、殺虫剤をはじめとする家庭用化学製品を使用する際は、周辺の住民、特に化学物質への感受性が高い人への配慮をお願いしたい。

なお、小児や高齢者では成人よりも重篤になりやすい場合もあることから、注意が必要である。

また、柔軟剤等の香りにより、頭痛や吐き気がするなどの体調不良を訴える相談が消費生活センター等に寄せられている。香りと体調の変化との因果関係は不明であるものの、香りのある柔軟剤等については、自分にとっては快適なおいでも、他人には不快

に感じることもある。特ににおいへの感受性が高い人に対する配慮として、事業者には適正な使用方法・使用量やにおいへの配慮に関する製品表示をお願いするとともに、使用者には表示を参照して使用方法・使用量を守ることをお願いしたい。

最後に、製品及び情報の入手経路が海外を含め多様化しているため、予期しない健康被害事例が発生しやすくなってきた状況と想定される。事業者は、新製品の開発や新たな使用状況が想定される場合は、公開されている各種化学物質のデータベース類を活用し、使用する化学物質の有害性情報を徹底して収集することや、製品使用時のばく露を想定し、健康被害を生じない設計を行うことが必要である。また、使用者は、製品の安全に関する信頼性の高い最新の情報の収集に努めて、安全な製品の選択や適正使用のために活用することが望ましい。当室においてもホームページにおいて、化学物質や家庭用品の安全性に関する各種情報を提供しているので、適宜御参照いただきたい。

(参考) 家庭用品・化学物質関係ウェブサイト

- 化学物質安全対策室のホームページ（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/index_00010.html)
- 個々の化学物質の情報検索（ウェブガイド）（国立医薬品食品衛生研究所作成のデータベースリンク集）  
<http://www.nihs.go.jp/hse/link/webguide.html>
- 家庭用品等による急性中毒等の情報（公益財団法人 日本中毒情報センター）  
<https://www.j-poison-ic.jp/>